

各手当制度のご紹介

特別児童扶養手当

児童扶養手当

かでない場合を含む)
かでない場合を含む)

一定の障害の状態にあ
る場合は除く)

した児童

児童扶養手当は、父母
の離婚などにより父親と

生計をともにしていない

児童などの母、あるいは
母にかわってその児童を

養育している方に対し、

児童の健やかな成長を
願つて支給される手当で
す。

対象となる児童は、18

歳到達後最初の3月31日

までにある児童（心身に
概ね中程度以上の障害が
ある場合は20歳未満）で、

次のいずれかに該当する
必要があります。

● 父母が婚姻を解消した

● 父が死亡（生死が明ら
かとしているとき（父が

● 父が死亡（生死が明ら
かとしているとき（父が

- 父が一定の障害の状態
にある児童
- 1年以上にわたり、父
が法律により拘禁され
ている、又は、遺棄し
ている児童
- 婚姻によらないで生ま
れた児童
- 児童が母の配偶者（事
実上の婚姻関係と同様
の事情にある者を含
む）に養育されている
とき

ただし、次の場合には支
給されません。

● 児童が児童福祉施設へ
入所、又は里親にあず
けられたとき

● 児童が公的年金の受給
者、又は、父に支給さ
れる公的年金の加算の
対象となっているとき

● 児童が父と生計を同じ
くしているとき（父が

支給期月は、毎年4月、
8月、12月にそれぞれ
前月分までが支給され
ます。

前月分までが支給され
ます。

障害児福祉手当

神又は身体に重度の障害
を有するために、日常生活
において常時介護を要
する20歳未満の児童に対
して、その福祉の増進を

する手当です。ただし、障
害を理由に年金を受ける
ことのできる児童や、児
童福祉施設等に入所して
いる児童などは対象とな
りません。

に年金を受けることので
きる児童や、児童福祉施
設等に入所している児童
などは対象となりません。

頼つて支給される手当で
す。ただし、障害を理由

に年金を受けることので
きる児童や、児童福祉施
設等に入所している児童
などは対象となりません。

特別障害者手当

神又は身体に重度の障害
を有するために、日常生活
において常時介護を要
する20歳未満の児童に対
して、その福祉の増進を

する手当です。ただし、障
害を理由に年金を受ける
ことのできる児童や、児
童福祉施設等に入所して
いる児童などは対象とな
りません。

に年金を受けることので
きる児童や、児童福祉施
設等に入所している児童
などは対象となりません。

頼つて支給される手当で
す。ただし、障害を理由

に年金を受けることので
きる児童や、児童福祉施
設等に入所している児童
などは対象となりません。